

令和4年塩尻市議会 12月定例会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和4年12月15日（木） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第8号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

議案第9号 塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例

議案第10号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例

請願第1号 介護保険制度の改善を求める請願

陳情第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情

陳情第2号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	樋口 千代子 君
委員	永田 公由 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	山崎 油美子 君	委員	上條 元康 君
議長	牧野 直樹 君		

○欠席委員

委員	山口 恵子 君	委員	西條 富雄 君
委員	石井 勉 君		

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局主事	清沢 光晴 君		

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。定刻より若干早いですが、全員おそろいのようなので始めたいと思います。ただいまから12月定例会社会文教常任委員会を開会いたします。本日の委員会には、西條委員、山口委員、石井委員から、所用により欠席の届出がありました。塩尻市委員会条例第15条により、定足数は定員の過半数とされて

いますので、6人の委員の出席をもって本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。本日は大変お忙しい中、社会文教常任委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査のほど賜りますよう、お願いいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 本日は各議案及び請願の審査を行います。また、委員会終了後、午後1時15分から当委員会に関わります視察を行いまして、終了後に協議会を開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第8号 塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第8号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは、議案第8号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例、議案関係資料86ページをお願いいたします。

1 提案の理由です。中央スポーツ公園東庭球コートに移転すること及び施設利用料を見直すことに伴いまして必要な改正をお願いするものです。

2 概要といたしまして、(1)庭球コートを統合し名称を改めるもの。(2)弓道場の使用料を改めるものです。資料87ページ、新旧対照表をお願いいたします。87ページ右側中段「東庭球コート」「西庭球コート」を左側「テニスコート」として改めるもの。また、88ページ中段の別表第6、弓道場使用料につきましては右側の表、「照明設備」を削除いたしまして、「2時間までの使用料を1,040円から1,100円」に見直すものです。89ページをお願いいたします。「東西庭球コート」を「テニスコート」に改めるもの。また、次ページの都市公園条例につきましても91ページにあります「テニスコート」に改めるものです。

86ページ、4条例の施行等ですが、条例の施行につきましては規則で定める日から施行するもの。ただし、弓道場の使用料に関わる改正につきましては令和5年4月1日から施行するものです。説明につきましては以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 テニスコートは、照明とかいろいろな関係で、いつ頃からやるようになるのですか。

○社会教育スポーツ課長 現在の予定では、テニスコートの共用開始につきましては年度当初を目指して工事を進めさせていただいております。ただし、今後の天候の状況等によって遅れることがありましたら、また3月議

会におきまして繰越しの手続等、取らせていただきたいと思いますと考えております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○永田公由委員 このテニスコートの照明の使用料というのは取るのですか。

○社会教育スポーツ課長 テニスコートの照明の利用料、使用料につきましては、現在も定めがあります。大変失礼しました。議案書にも省略で載っておりませんので1時間当たり240円と記憶しておりますが、照明使用料は利用者から徴収させていただいております。

○永田公由委員 1時間240円ということ。

○社会教育スポーツ課長 そのとおりです。

○委員長 ほかにありますか。ありませんか。

それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市体育施設条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第9号 塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第9号塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは、議案第9号塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例、議案関係資料92ページをお願いいたします。

1 提案の理由ですが、文化会館の利用料を見直すことに伴いまして必要な改正をお願いするものです。

2 概要につきましては、(1) 利用料につきまして入場料を徴収して利用する場合の額を規定するもの。(2) といたしまして午後5時から5時30分までの中間時間の利用料を規定するものです。

93ページをお願いいたします。改正の新旧対照表ですが、ギャラリー及びリハーサル室につきまして入場料の区分を設けまして、入場料を徴収する場合につきましては、徴収しない場合の1.6倍の額を定めるものです。また94ページ、表左側の(8)下線部分、これまで午後5時から5時30分までの時間につきまして額の定めがなかったため、新たに定めるものです。

92ページ、4条例の施行等につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。説明につきましては以上となります。

○永田公由委員 ちょっと確認なのですが、このギャラリーとリハーサル室を入場料を取った事例というのがありますか。

○社会教育スポーツ課長 これまでギャラリー、リハーサル室を入場料を取って利用した実績はありません。ただ、今回定めさせていただく理由といたしまして、ホールなどの部分は入場料を徴収する、徴収しないの区分がありましたので、その付随で使われることも想定されるため、規定をさせていただくものです。

○永田公由委員 では、例えば大ホールとか中ホールの入場料を取り、リハーサル室やギャラリー室を利用した場合にこれを適用するという解釈でいいのですか。

○社会教育スポーツ課長 はい。一連の中で、例えば大ホールで大規模なイベントを行うにつきまして、その団体がリハーサル室を使いたいということになれば、今回定めさせていただく入場料を徴収して行うイベントという解釈になりますので、そういった部分で規定をさせていただくものです。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

私から1点。ギャラリーなどを瀧川照子先生の絵などを展示して使いましたけれど、あれは有料で美術品などの展示などに使う場合、これは有料の対象になるということですか。

○社会教育スポーツ課長 はい、その予定です。

○委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市文化会館条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第10号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民交流センター長 議案第10号地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。議案関係資料の95ページを御覧ください。

1 提案理由といたしましては、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、必要な改正を行うものです。

2 概要ですが、令和4年12月31日に指定の期間が満了する特定非営利活動法人1法人の指定期間を更新するものです。

3 条例の新旧対照表につきまして 96 ページを御覧ください。現行で 9 法人を定めている別表のうち、特定非営利法人えんのわの項中、平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までを、令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までに改めるものです。なお、特定非営利法人えんのわから、本制度対象の法人として期間満了に当たり更新の申請があり、審査した結果、要件を満たすため更新をするものです。更新後の期間は 5 年間です。

改正条例の施行日は令和 5 年 1 月 1 日です。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 このえんのわというのは、どのようなことをやられている組織なのでしょうか。

○市民交流センター長 NPO 法人としまして、中間支援と言っておりますけれども、そのほかの市民活動団体の活動を支援する仕事をする NPO 法人でして、市が今委託をしておりますけれども、具体的にはこれから市民活動を始めたい団体などに相談会ですとか講座などを実施していただきまして、市民活動のさらなる活性化に寄与していると、そういった活動をしている NPO 法人です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○永田公由委員 そもそも、この地方税法の 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる、その寄附金を受け入れるとあるのだけれど、この 4 号にはどういことが書かれているのですか。どういう条文が書かれているわけですか。

○市民交流センター長 条文ですか。申し訳ありません。手元にありませんので確認してお答えいたしますけれども、趣旨といたしましては、非営利活動法人の活動を市民の寄附によってその財源を確保しやすくするために、市民からの NPO 活動法人の活動に賛同する市民が寄附をしやすくするという趣旨で、寄附金の一定割合分を市民税から控除するという、そのような趣旨の法律です。

○委員長 いいですか。条文の提出は求めませんので。補足があれば。よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 10 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 10 号地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで 10 時 30 分まで休憩といたします。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

請願 12 月第 1 号 介護保険制度の改善を求める請願

○委員長 次に、請願審査を行います。当委員会へ回付された請願は 1 件であります。請願 12 月第 1 号、介護

保険制度の改善を求める請願について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** 本日は、紹介議員並びに議会基本条例第7条4項に基づき、請願者に出席をしていただいております。ここで、請願についての説明を求めます。

○**請願説明員** 私は松本地区社会保障推進協議会の事務局長をやっています塩原と申します。どうぞよろしくお願ひします。今年の6月まで塩尻協立病院で事務長をやっておりました。塩尻の議員の皆さんには大変お世話になりましたし、また福祉関係の皆さんにも大変お世話になりました。ありがとうございました。

さて、2000年から始まった介護保険制度ですが、発足の当初、介護の社会化を目指した制度で、3年ごとに制度改正が行われてきました。私自身は1999年に老人保健施設あずみの里で事務長をやっていたので、介護保険が始まった当時から介護保険には関わってきました。今では考えられないのですが、当時は介護職員を募集すると数十倍の倍率で介護職員が集まってきて、そこから有能な介護職員を選んでいくというような状態でした。あの頃職員は、介護に対して生き生きと取り組んでいました。そういう中で、請願にもありますように、介護従事者の賃金が高職種に比べて非常に低いというように言われています。それを大幅に変えていくことによって介護職を目指す若者が増えていくのではないかと思いますので、その点ぜひよろしくお願いしたいと思います。

併せて今、介護が必要になったときに、なかなか介護が受けられないという状況にある中で、ここ数年コロナ禍の中で施設内でもクラスターが発生したり、今まで以上に感染対策に気を配らなければならないという事態になっております。そういう点で、請願の中にもありますように、コロナ対策に対する抜本的な援助をお願いしたいと思っています。

今、政府は、2023年度の通常国会に向けて介護保険の見直しの検討を進めています。利用料の2割3割負担の対象者の拡大やケアプランの有料化、要介護1、2の方のサービスの大幅な削減など、負担増と給付の削減が提案され、ある意味では史上最悪の介護保険制度の改悪になるのではないかととも言われています。介護保険料は上がる一方で、いざ介護が必要になったときに介護サービスが受けられない、本当に介護の社会化を逸脱して、まさに介護保険詐欺ではないかという声も聞かれています。

皆さんのお手元にお配りしているチラシを見ていただければ、介護の過去、現在、先行きということで、この間の介護保険制度の変わってきた姿を表していますので、ぜひ御覧になっていただければと思います。

10月31日と11月28日に厚生労働省の社会保障審議会介護部会が開催されました。この間、審議会や部会は公開されていまして、Zoomでも見られるものですから、私も傍聴させていただいたのですが、25人いる委員の中で、国や厚労省の提案に対してほとんどの委員が反対をしているという状況でした。

併せてお配りしている資料にありますように、全国老人福祉施設協議会、これは特養とかデイサービスをやっている団体の集まりですが、その団体を初め介護支援専門員協会、日本ホームヘルパー協会など介護関連の8団体から要介護1、2の方への訪問介護、通所介護の介護保険外しにはきっぱり反対の表明をし、厚労省に要請文を提出しているところなんです。また、認知症の家族会でも20万近い署名を厚生労働大臣に提出をしたところなんです。

こうした動きの中で、提案の一部は先送りされていくという報道もありますが、今財務省はまだ進めたいという意向を強くしていますので、まさにせめぎ合いという状況だと思っています。私たち介護する人、受ける人が

共に大切にされる制度を求めています。ぜひ塩尻市議会からも切実な市民、介護従事者、介護事業所、介護を受ける方、家族の切実な願いを受け止めていただき、地方自治法第99条に基づく国への意見を取りまとめていただくよう請願をいたします。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 今お話がありました介護保険制度の見直しについては、厚生労働省の審議会において検討されていますが、現在どのような状況なのでしょう。担当課から説明を求めます。

○長寿課長 介護保険制度につきましては、3年ごとの介護保険事業計画の期間に合わせて見直しが行われるため、今回令和6年度から3年間の第9期介護保険事業計画期間を見据えて国の社会保障審議会において議論はされているところです。高齢者人口がさらに増加することや、生産年齢人口が減少していくことを見据え、給付と負担について7項目にわたり議論がされております。

今議論されている項目といたしましては、1つ目としまして被保険者の範囲と受給権者の範囲について、2つ目としまして補足給付に関する給付のあり方について、3つ目としまして多床室の室料の負担、4つ目にケアマネジメントに関する給付のあり方について、5つ目、軽度者への生活支援サービス等に関する給付のあり方、6つ目に現役並み所得や一定以上所得の判断基準について、そして7つ目といたしまして高所得者の1号被保険料の負担のあり方についてということになります。

これらの項目につきまして、被保険者の範囲と受給権者の範囲の見直しと補足給付に関する給付の見直し、そしてケアマネジメントに関する給付の見直し、また軽度者への生活支援サービス等に関する給付の見直し、この4項目につきましては、今回の改正では見送るという方針であることが報道されております。

現在議論されています具体的な内容といたしましては、多床室の室料負担について申し上げますと、介護施設サービスでは居住費、この居住費に当たるものは、光熱水費と室料、お部屋の料金で、これは保険給付対象外となっておりますけれども、老人保健施設や介護医療院の多床室の室料については保険給付の対象となっていることから、今回給付対象外とすることが検討されております。

また、介護保険サービスを利用した際の利用料の負担割合を判断する現役並み所得と一定所得以上の基準につきましては、サービス料の負担割合が原則1割なのですが、所得に応じまして一定所得以上の方を2割、現役並み所得の方を3割の負担とされております。この判断基準を引き下げるという検討がされております。その結果、2割負担となる対象者が拡大するということとなります。

また、高所得者の第1号被保険料のあり方につきまして、現在9段階の所得段階層としている保険料につきまして、低所得者の保険料の上昇を抑制しつつ、高所得者につきましては増額をするということなど、負担能力に応じた保険料とすることが検討されております。

これらのほかに、福祉用具について、歩行の補助杖ですとか歩行器、手すりやスロープといったものにつきましては、今貸与となっておりますけれども、この利用期間が長期間にわたることがあるため、購入を上回るケースもあるということなどから、貸与の項目から購入という対象に変えるというようなことが検討されておりました。ですが、今回の改正では、これも見送る方針であるということが報道されておりました。

現在審議会の中では、この論点について整理をして議論が進んでいるようなのですが、現段階では結論が導き出されてはおりません。年内の取りまとめについては難しい情勢となっているようなのですが、本日の新聞報道によりますと、介護保険で高齢者の負担を増す案につきましては、結論を来年の夏に先送りをするという

ことで大筋一致したということです。私からは以上です。

○委員長 これらの説明を踏まえて、委員より質問、御意見ありますでしょうか。

○副委員長 私、現在特定有料介護施設 67 名の入居者の施設に関わっておりますので、申し上げたいと思いますが、2000 年に介護の社会化となったときに、先ほど話がありましたが、私たち本当に喜びました。今まで家族介護だったのが介護の社会化になるのは本当に素晴らしいことだと思いつつながら 20 年間ずっと高齢者福祉を見てきましたけれども、本当に改悪、改悪で、この先介護保険制度はどうなるのかという危機感を持っております。

現在うちの施設 49 人の職員がいますけれども、手取りで 20 万円を超えている職員は数人しかおりません。本当に給料が安くて、介護という崇高な使命といいですか、そういうことで一生懸命働いていただいております。本当に手取り 20 万円行かないと、結婚もできない状況の職員が何人もいて、この青年たち、将来はどうなるのだろうかという心配を持っています。

入居者の皆さんは、大体月に 17 万円から 20 万円お支払いしていただいております、国民年金だけではとても入れる状況ではありません。それを息子さんたちとか娘さんが人数で割り算をして毎月の入居費をお支払いになっている。それで今、一番高齢の方は 102 歳の方がいらっしゃるのですけれども、何十年も介護費用を払っていただいているのです。その方たちの息子さん、娘さん、お嫁さんを見ますと、この方たちの人生は、ちょっと言葉が悪いですが、御自分たちの人生なくしてお母さんを支えていらっしゃるのだなということを感じています。そういうことができるのは私たちの世代ぐらまでで、私たちの世代以下の若い方は親御さんを介護していくという価値観がまた違ってくるのではないかと感じております。

この介護保険制度の改善、また最後に 1 点、真ん中にテクノロジー機器の導入と引き替えにとありますけれども、いろいろな機材を買って効率化しろと言って厚生労働省からはどんどん通知が来ます。でもそれは本当に高額でありまして、やはり介護とか看護は人の手なのです。真心こもった人の手当てということでやっていかなければいけない職種ですので、いくら政府からテクノロジーの機器を導入してやっていけと言われても、高額でもありますし、その機材を買うという気持ちは当施設にはありませんのでお断りしているのですけれども、やはり政府の考えていることはちょっと違う方向へ行っていると思いますので、ぜひ請願のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 御意見ですね。ほかにありますか。

○上條元康委員 介護従事者の給料と、それから全産業平均水準まで引き上げたいというお話がありますが、この差というのはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長 ほかの産業との賃金格差ですね。

○請願説明員 一般的には月 10 万円の差があると言われております。全国平均ですけれども、30 万円が一般だとすると介護職員は 20 万円くらいという差があります。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 私も請願に賛成の立場で意見を言いたいと思いますが、45 歳でしたか、介護保険を払うようになってずっとこの間来ているのですが、最近ばかりに上がってきたなという気持ちと、どんどん改悪されてきて自分のときはどうなるかという心配があります。先ほど塩原さんや樋口委員たち直接関わっている人たちが本当に

切実に現実を踏まえて意見を言っていたいただきましたけれども、確かに反発があって、とりあえず審議会は先送りみたいにしてはいますが、いずれにしてもこういう方向で動いていることは事実だと思います。何とか改悪しないで、むしろ先ほど言われたように、介護のところで働いている労働者の皆さんの待遇改善をもっと図って、本当に担い手がないというようなことで塩尻、木曾、松本の広域のところでも、もう本当に介護士さんを探すのが容易でないという話をよく聞くわけですが、そういう状況からも、ぜひこの請願については上へ上げていくべきと思っておりますので、意見とします。

○委員長 ほかに意見や質問ありますでしょうか。

○山崎油美子委員 私も息子が介護員の仕事に携わってまして、22年になるのですが、やはり今状況が大分悪化してきました、仲間の職員が辞めてはまた新しい人が入って、辞めては新しい人が入ってという状況です。違うところの施設の介護士からもよく聞きまして、逆にその施設がブラックだとなってしまうような状況もあって、給料もそうなのですが、仕事の内容が負担がものすごく、介護員の健康がすごく損なわれるような状況に陥ってくるのではないかという危機感をすごく持っています。ですので、本当に力強い請願書ということで、ぜひしてほしいというふうに、意見ですけれども、お願いいたします。

○委員長 ほかに質問、御意見ありますか。

○永田公由委員 私もこの請願を採択して意見書を上げるという考えですが、実は私の母も94歳で亡くなりましたけれど、10年間デイサービスを含めまして介護施設でお世話になりました。そのときに、介護される職員の皆さんを見ていて、これは大変な仕事で、当然離職率も高いなということを感じておりました。ただ、そこで働いている皆さんは本当に親切で熱心に見ていただいて、頭の下がる思いでした。

その中で、やはり今、樋口委員が言われたように、民間介護施設ですと、安いところでも12万から15万円くらいかかる中で、うちの母も年金でしたので、私が10万円くらいは補助しないとその施設にはいられなかったのですが、そういったことを踏まえると、なかなか家族が負担していくことについては、もう限界が来ていると思うのです。

だから、防衛費を上げるのもいいのですが、もっと国民のことを考えるのだったら、公費でもっともう少し見てもらう、それと高齢者の中にも大企業の社長、会長をやられた方は、もう億単位のお金を持っている方がいっぱいいるので、そういう方からは、たんぽと頂いても私はいいと思うのです。この制度自体を継続していく上で、今のいわゆる若い人たちにその負担をしると言っても、もう若い人たちの生活も精一杯なところがあるので、企業、いわゆる内部留保でも何でも何十兆円と持っている企業があるわけですから、そういうところに負担を求めていくのが平等であって、介護保険制度を改正するたびに本当に困っている人たちの負担がただただ重くなっていくだけというような感じを今までも受けておりますので、公費負担をもう少し増やしていくべきと考えております。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○上條元康委員 福祉用具についてなのですが、現在有料とか特養に入っていると介護保険を目いっぱい使われていて、福祉用具については実費負担となっていると思いますが、これについては請願には載っていないのでしょうか。

○委員長 福祉用具について、今貸与という説明が先ほどありましたね。

○**長寿課長** ものによるのですが、項目によりまして、貸与になっているものにつきましては、先ほど申し上げましたように手すり、歩行器、スロープ、杖というものが貸与の項目になっています。介護度によって福祉用具というものは使える項目の制限があったりするのですが、今申し上げた貸与のものにつきましては、介護度に関係なく要支援から要介護の方が利用できるものになります。例えば、車椅子ですとか特殊寝台、ベッドです、それから床ずれの防止用具、エアマットですとかそういったもの、それから移動用のリフトですとか、そういったものは、要介護2から5までの方がレンタルで使えるものです。

購入につきましては、排泄とか入浴に関するもの、お風呂用品ですとか便器ですとか、そういったものにつきましては購入項目ということで、体に触れるものについては購入していただいて、ほかの方が使わないというような形で負担をしていただいているようになります。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

おおむね御意見を伺っておりますと、採択の方向でというふうに承っておりますが、採択という方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** それでは異議なしと認め、請願12月第1号については採択とすることに決しました。

ただいま採択されました請願第1号は、意見書の提出を求めるものでありますが、次に行う陳情第1号の内容と共通する部分があるので、意見書の内容検討については次に行う陳情第1号の審査でまとめて行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

陳情12月第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情

○**委員長** 次に、陳情審査を行います。当委員会へ回付された陳情は2件であります。陳情12月第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** 本日は議会基本条例第7条4項に基づき、陳情者に出席をしていただいております。ここで、陳情についての説明を求めます。

○**陳情説明員** 長野県医療労働組合連合会の副執行委員長をしています高橋渡といたします。本日は陳情の場で説明をさせていただく機会を頂きありがとうございます。

では、始めさせていただきます。私どもは労働組合ですので、本来であれば病院の経営者とそれから労働組合で処遇や人手の問題などを話し合っただけで決めるようになるのですが、医療も介護も、国の制度で診療報酬と介護報酬、これがまずベースにあって病院経営をされています。病院独自だけではもう限界が来ている状態が、このコロナが発生して以来特に続いています。コロナ感染の前から、やはり医療、介護の現場では、処遇の低さと人手不足、これが2つの大きな課題としてあります。

本日陳情項目、4項目あります。1番と2番は主に労働条件、賃金、勤務態勢の陳情項目になっています。3

番は公的公立病院のこういった感染症や自然災害、これに向けて充実強化をしていただきたいという内容、それから4番目は、いずれにしても介護や医療、ここで診療報酬、介護報酬が引き上げられて、そこで働く労働者の賃金や条件がよくなると患者さんの負担がどうしても増えますので、この点は少し軽減できないかと、そういう陳情項目になっています。

今お配りした資料の1つだけ、5、6ページの中開きのところに「これが看護現場の実態です」というのがあります。人手の問題で行きますと、5ページの左下に100ベッド当たりの日本の看護師の数は100人を切っていると。ですから1ベッドに1人はいないという数が示されています。それぞれのところでは、それよりも多く配置されていると。これは実際に病院で働く看護師を全部病棟100床で割った数ですから、実際に病棟にいる看護師は、例えば外来とか手術室とか、いろいろな部門にさらに分けられますから、さらに病棟だけ引き出すと少ないということにはなっています。

それ以外にも、資料の中に生の声として9、10ページは地域の皆さんから寄せられたもの、それから7、8ページは介護で働くアンケートの結果とありますので、こういった点を見ていただいて、ぜひこの陳情について採択をしていただき、意見書を国に出していただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 委員より御質問、御意見がありますか。

○副委員長 質問させていただいてもよろしいですか。以前看護協会にいましたときに、医療職の給料表につきまして、行政職と給料表がずいぶん違うということで、看護職は若いときは、採用したては給料がいいのですけれども、30歳、40歳ぐらいになるともう行政職のレントゲン技師とか検査技師と逆転してしまって、定年退職になると大幅に給料の差が出るというのがありましたけれども、給料表の改定とか、そういうことは要望なされないのでしょうか。

○陳情説明員 女性労働者の賃金の比較は、よく我々医労連では女性教師と看護師というのを比較するのです。入って五、六年の間は看護師のほうが高いのですけれども、30代、40代、50代、特に40代あたりから看護師の賃金は寝ていくのです。だから最初はぐんと上がるのですけれども、40歳過ぎぐらいで辞める。女性教師の場合、ずっとまっすぐ上がっていくという実態なのです。

ですから、看護師は昔、結婚出産で退職みたいなそういう時期があって、そういうのを引きずって、最初はそれなりの賃金が入るのですけれども、どうせ辞めるといふか、耐えられないといふのですか、夜勤、三交代制や二交代制に入るときに、お子さんが生まれたりとか、その後子育てと、そういうときに退職していくという前提があってそういう賃金表になったのかなというふうになります。

診療報酬の中に、どう看護師の賃金を引き上げていくかという要求はしてきていますが、実際には基準看護というのですか、患者何人に何人の看護師、この比率で大体看護師の賃金のベースが決まってくる。このコロナ禍で補助金が出ていたのですけれども、10月から診療報酬の中に看護師だけ賃金上がるような仕組みがスタートしたのですけど、これも全てのコロナを扱っている病院というわけではなくて、救急医療をやっている病院の看護師だけ引き上げるという基準になっているのです。診療報酬の申請するときの基準がそうになって、非常に偏った形にはなっています。

看護基準というのですけれども、入院患者7人に対して1人の看護師、10人に対して1人の看護師、13人に対して1人、この3つの基準がたいいベースなのです。ただ7人に1人ですから、例えば42人だと6人必要です

けど、これは三交代ですから18人は最低必要だと。ただ18人がべたで働くわけではないですから、夜勤もやりますしということで、大体40人ぐらいの入院患者さんがいると二十六、七人は必要ですよとなるのですが、そういうところでの基準なので、なかなか賃金が。我々はそこを5人に1人とか、ICUなどは1対1みたいな、そういうことを要求して診療報酬を上げてもらって給料につなげていくと、そういう活動をしています。以上です。

○副委員長 ありがとうございます。こちらの陳情書は、労働条件の改善と申しますか、安全・安心の医療・介護実現のために人員増と処遇改善で今の御説明にあったように医師、看護師、介護職員それぞれの労働者の賃上げとか労働条件の改善ということですので、現場は本当に大変な状況でやっておりますので、ぜひお認めいただいて意見を上げていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 前の介護保険制度の請願の部分でも待遇改善、処遇改善の部分も出されていましたが、質問ですが、夜勤回数というのはかなりあるわけでしょうか。どのくらい月にありますか。

○陳情説明員 私は国立病院の出身なのです。村井にある松本医療センターの労働組合とは日常的にお付き合いはあるし、私自身は国立病院の事務で、東京と神奈川と新潟で働いてきて、今はリタイアしていますけれども。僕らが言っているのは複数8日以内と申して、夜勤は、看護師は2人以上で月に8回までの夜勤、三交代の場合です。夜勤というと16時から0時ぐらい、0時から朝の9時ぐらい、これが夜勤の1回1回。準夜と深夜というのですが、これを4回、4回やって一月に8回で、実労働日が20日からあるから日勤が10日以上ぐらいで、そういう要求をしているのです。

それから二交代というのが今40%ぐらいの病院に全体で入っていますから、これは16時から翌朝の9時まで、その2つの勤務を1回、これは月に4回以内にしたい。これがコロナの発生前は三交代でも平均で8回以内は大体行っていたのです。8.5とかでした。二交代でも多くて4.5です。

しかしながら今、コロナで職員が感染してしまうと、多い場合は12回ぐらいが出てくるのです。大体今10回ぐらいやっています。その村井の国立病院でも、お子さんが学校に行っていたりすると、この間職員が数十人濃厚接触者になるのです。そうすると、明日の夜勤ができませんという、日勤で働いている人がまた夜中に出てくるとか、そうすると10回ぐらいは出ています。二交代でも5回は出ていますので、そういう実態があるので、普段ぎりぎりです。ここにも書いてあるのですが、普段の状態です。一定に7回ぐらいにしたいとか、二交代で一月で3.5回ぐらい。僕らは6回と3回を要求しているのですけれども、いずれにしても月8回、二交代で4回、これをきっちり守れる人員がいると何かあったときも少しは余裕があるのではないかと申して言われています。以上です。

○古畑秀夫委員 いずれにしても大変な状況で働いているというのが現状でありまして、私たちの命を守っていただく仕事をしているわけですので、先ほどの永田委員からも出されたように、国からある程度公的な負担を増やしてもらわない限り、なかなか一病院で努力してもということになってはくと思うのです。いずれにしても大変な状況の中で頑張っていてお申しますので、この人員増と処遇改善を求める陳情については賛成をして、上げていただければと思います。以上です。

○委員長 おおむね採択という方向で御意見いただきましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 ただいま採択との御意見がありましたので、当委員会の審査結果は採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情 12 月第 1 号については、採択とすることに決しました。

次に、意見書について協議いたします。ただいま採択いたしました陳情 12 月第 1 号は意見書の提出を求めるものでありますが、先ほど申し上げたとおり、請願第 1 号の内容と共通する部分があります。同様の内容で審査をした先進事例では、2つの意見書を1つにまとめて、そこでこうした事例を参考に作成した意見書がありますので、事務局より配付してください。

それでは、意見書の詳しい内容を検討する前に、意見書を1つにまとめるか否かについて協議いたします。意見書の一まとめ案ですが、理由として、同一趣旨の陳情又は請願は、一括することが適当であると行政実例で示されている点、今回の請願・陳情の内容には、介護と医療従事者の人員配置、賃上げ、感染症対策の強化など共通する項目が見られる点、今回塩尻市と同様の請願審査について先進事例があった点が挙げられます。

これらの状況を踏まえ、意見書を単体で提出するか一まとめに提出するかについて、御意見ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、意見書の一まとめ案については異議がないということで、そのようにいたします。

それでは次に、意見書の項目について協議いたします。お配りした意見書案の項目ですが、単純に2つの意見書の項目を取り入れた場合、合計で8項目となります。今配付した表の一番右側になります。意見書として明瞭に伝えるために、内容を精査する必要があります。項目について修正案がありますので、事務局より配付してください。各自一読をお願いいたします。

先にお配りいたしました意見書案の整理表の一番右側の8つの項目、これを修正案の1のほうでは6項目に、そして修正案の2のほうでは4項目にまとめたものです。修正案の1では、人員配置と労働環境の部分をまとめて6項目、修正案2では、さらに人員配置、賃上げ、感染症対策の強化などに絞って4項目とした内容になります。いずれも共通で項目から外しているものは、介護保険制度の改定についてです。これらは、先ほど上野長寿課長からお話があったように、現在議論されている内容であり、結論を先送りにしている状態にあります。今後も大きく内容が変動することが予想されるため、項目から外しました。

このような状況を踏まえて、意見書の本文や項目の修正案について御意見がありますか。

○古畑秀夫委員 ちょっと休憩を取ってほしいけれど、どんなものですか。

○委員長 休憩を求める声がありましたが、内容検討のためにしばらく時間をおいてもよろしいでしょうか。10分程度で。特にお声かけしませんので、11時22分くらいまでを休憩といたします。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。御意見ありますでしょうか。特に修正案の1、2をめぐ

って、どのような方向で行くかということをお意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○永田公由委員 私は修正案1で、その3番に新たな感染症や災害対策に備えるため、公衆衛生対策を拡充することとありますけれど、この項目に「公立公的病院の体制を強化し」を入れたらどうかと思います。意見書の案につきましては、正副委員長と事務局に一任し、明日予算委員会終了後にもう一度協議会を開いていただいて、意見書案を審議したらいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○委員長 御提案をいただきました。御意見ありますか。よろしいでしょうか。

それでは、社会保障審議会の中でも先送りということをお報道されていますけれども、まだ確定的な内容ではないと思いますので、その経過も見ながら正副委員長と事務局で文案を考え、そして明日の予算決算常任委員会の後に短時間協議会を開きたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、内容的にやらないということで、異議なしと認め、そのようにいたします。

陳情 12月第2号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○委員長 続いて、陳情 12月第2号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 内容について、委員より御質問、御意見ありますでしょうか。

○永田公由委員 ちょっと教えてもらいたいんだけど、私立高校によって授業料とか入学金の差がありますけれども、平均していわゆる公立高校との差というのは1年でどのくらいあるのか、もし大雑把でいいですけれども分かれば教えてくださいませんか。

○教育総務課長 公立学校と私立学校との支援金の額の差が39万6,000円ありますので、おおむねそのくらいの授業料の差があるのではないかと考えております。

○委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうか。

○永田公由委員 これが恒例のように出されてきて、その都度採択して意見書を上げていますので、今回もこの陳情書については採択して、意見書を上げていったらと思いますが。意見です。

○委員長 ほかに御意見ありますか。

○古畑秀夫委員 私も教育の機会均等の立場からも、やはり私立高校の負担は今もかなりあるようですので、ぜひ意見書は上げていただければと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

ただいま、採択との御意見がありました。当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情 12月第2号については、採択とすることに決しました。

それでは、ただいま採択しました陳情 12月第2号は意見書の提出を求めるものであります。そこで、意見書の内容について協議をいたします。採択された陳情には意見書案が添付されていますが、本市議会の過去の意見書の内容も参考に検討した意見書案がありますので事務局から配付をお願いいたします。それでは各自、御一読を

お願いいたします。

○**委員長** 意見書の内容について、御意見がありましたらお願いいたします。内容について、御意見ありませんか。

○**永田公由委員** 意見書の内容はこれでいいと思うけれども、これは国と県と両方に出すということですか。

○**委員長** 事務局、それでいいですか。

○**永田公由委員** 国と県と両方ということですか。

○**委員長** これは、太田部長のほうでいいですか。今までの事務局ではどうですか。

○**事務局主事** 昨年、令和3年度、国と県に提出いたしました。

○**委員長** 県内の私立高校については、県で統括していますので、そういう形で県と国、両方に提出すると。ほかには。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 内容的には異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、そのほか整理を要するもの等については、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは最後に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 本日は、御提案申し上げました議案につきまして御審査を賜りまして、全ての議案に対しまして原案どおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

○**委員長** ありがとうございました。以上をもちまして、12月定例会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

令和4年12月15日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 小澤 彰一 印